

福岡市自転車安全利用推進員活動要領

福岡市自転車安全利用推進員活動要領

1 福岡市自転車安全利用推進員制度について

福岡市自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）は、福岡市自転車の安全利用に関する条例第 16 条の規定により、地域等における自転車の安全利用に関する活動を促進するために設けられた制度です。

福岡市は、地域等において自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動に取り組まれる皆様を、申込みにより推進員として委嘱し、その活動を支援するものです。

福岡市自転車の安全利用に関する条例（抜粋）

（推進員）

第 16 条 市長は、地域等における自転車の安全利用に関する活動を促進するため、自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、地域等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うことができる。

3 市は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

推進員は、同条例 16 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる活動を行うことができます。

- （1）自転車安全教育及び啓発（例：子どもや高齢者を対象とした自転車安全教育の実施、街頭啓発活動の実施）
- （2）自転車利用者に対する必要な指導（例：自転車教室における指導、街頭啓発活動における自転車利用者への声かけなど）
- （3）福岡市が行う自転車の安全利用を推進するための取組（自転車安全教育、啓発及び指導）への協力

2 推進員として活動を行う際の注意点

- （1）必ず推進員証を携行し、街頭での活動においては腕章を着用してください。また、推進員証の裏面に記載の注意事項を遵守してください。
- （2）地域の要望と意見を十分に尊重するよう努めるとともに、市民の正当な権利及び自由を害することのないよう十分に留意し、市民の理解と協力が得られる活動となるよう十分に配慮をお願いします。

3 街頭で啓発や指導の活動を行う際の注意点

- (1) 道路交通法などの法令を遵守するとともに、啓発や指導の相手方や推進員自身が事故に遭わないことはもちろん、周囲の交通の安全に最善の注意を払ってください。
- (2) 啓発や指導にあたっては、相手方に任意の協力を求めるものとします。
- ※ 推進員には、自転車利用者等に対し実力を行使して停止させるなどの法的権限はありませんので、指導を受けることを決して強制しないでください。走っている自転車を、無理に呼び止めるようなことは、絶対にしないでください。
- (3) 推進員の啓発や指導は、ルールやマナーの大切さを伝える活動です。また、地域の方々と一体となった、安全・安心のまちづくり活動の一環です。相手方に対し、決して威圧的にならないように心がけ、常に相手方の立場に立った丁寧な言葉遣いとソフトな対応に努めてください。
- ※ 最初の一声によっては、相手方の態度に影響を及ぼすことがあります。
- (4) 相手方が反抗的な態度、暴言を吐くようなことがあっても、決して「売り言葉に買い言葉」となってはならず、毅然とした態度で対応してください。
- ※ 推進員が真摯に啓発や指導に取り組んでいる姿を通行人に見せて、広く一般にアピールすることも重要な活動です。
- (5) 活動中に事故等の特別な事態が生じた際は、すみやかに防犯・交通安全課にご連絡ください。

4 ボランティア活動保険について

推進員は、ボランティア活動保険の被保険者となります。保険の概要は下記のとおりです。

賠償責任保険てん補限度額	対人・対物	1億円
	免責金額	なし
傷害保険金	死亡・後遺障害	250万円
	入院保険金	3,500円/日
	通院保険金	1,500円/日

◆ 契約内容

推進員がその活動中において第三者の身体・生命を害し、又は財物を損壊したことにより、福岡市が負担する損害賠償責任をてん補するとともに、推進員が活動中に被った身体の傷害に対し、あらかじめ定めた範囲で保険金を支払うものです。

- ◆ 福岡市が保険契約者となり保険料を負担します（推進員自身が加入手続きをし、保険料を負担する必要はありません。）。

5 活動に必要な啓発物について

活動にあたって、自転車の交通ルールと条例のチラシやポスターなど、自転車の安全利用に関する啓発物を必要とする場合は、防犯・交通安全課にご連絡ください。

6 活動報告書の提出について

当該年度の活動について、活動報告書（様式第5号）を作成し、翌年度の4月30日までに防犯・交通安全課に提出してください。

7 氏名または住所に変更があった場合について

再度お手続きが必要ですので、下記の書類を提出してください。

- （1）委嘱申込書（様式第1号） ※「変更」に○をつけ、変更内容を記入。
- （2）交付済みの推進員証 ※氏名に変更があった場合のみ提出してください。
- ※ 講習会の修了証等の写し（コピー）は不要です。
- ※ 変更後の内容での委嘱期間は、当初の委嘱の残り期間となります。

8 推進員証を紛失又は甚だしく汚損した場合について

推進員証再交付申請書（様式第6号）を提出し、再交付を受けてください。汚損による再交付申請の場合は、申請書提出の際に、汚損した推進員証を返却してください。

9 解嘱について

下記のいずれかに該当する場合には、解嘱となります。

- （1）禁錮以上の刑に処せられたとき
- （2）推進員から解嘱の申し出があったとき
- （3）活動実態が認められないとき
- （4）その他推進員としてふさわしくない行為があったとき

解嘱を希望する場合は、解嘱願（様式第7号）を提出するとともに、交付済みの推進員証及び腕章を返却してください。

10 委嘱期間満了後について

委嘱期間満了後は、交付済みの指導員証及び腕章を返却してください。

【連絡先、提出先】

福岡市市民局防犯・交通安全課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話：092-711-4061

福岡市自転車安全利用推進員委嘱申込書（新規・変更・更新）

（あて先）福岡市長

私は、福岡市自転車安全利用推進員設置要綱に基づき、下記のとおり「福岡市自転車安全利用推進員」の委嘱を申込みます。

活動にあたっては、「福岡市自転車安全利用推進員活動要領」を遵守いたします。

		令和	年	月	日
フリガナ					
申込人の氏名					
生年月日	昭・平	年	月	日	
住 所	(〒	—	)	福岡市	区
				丁目	番
					号
				番地	
電話番号	()				
FAX番号	()				
Eメール アドレス					
指定講習の 受講日	令和 年 月 日 受講 ※下記のいずれかの書類の写し（コピー）を添付してください。 ◆「自転車安全教育指導者講習会」の修了証 ◆「福岡市自転車安全利用推進員講習会」の修了証 ◆「自転車安全整備士之証」、「教習指導員資格者証」など				
申込人の 主 な 活動実績	活動団体…				
	活動地区…				
	活動内容…				
支給を 必要とする 物 品	支給を必要とする物品の□欄にチェックしてください。 □ベスト □帽子（いずれも『自転車 安全利用』などと記載） □ハンドプレート（『自転車 ゆっくり安全に走ろう』などと記載） □黄色の手旗（『交通安全』などと記載）				
参 考	該当するものの□欄にチェックして、記入してください。 □自転車安全教育指導員（交通安全協会認定）である。 □校区交通安全推進委員である。 (委員会名：) □地域交通安全活動推進委員【福岡県公安委員会】である。 (協議会名：) □その他自転車の交通安全教育に関わる団体に所属している。 (団 体 名：)				

※ 本申込書に記入いただいた内容は、福岡市自転車安全利用推進員の委嘱及びその支援に関わる事務に使用します。

【申込書の提出先】〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

福岡市市民局防犯・交通安全課（交通安全係）電話：092-711-4061

福岡市自転車安全利用推進員活動報告書（ 年度）

年 月 日

整 理 番 号	
ふ り が な	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
主な活動地区	
主な活動内容	1 (1) 登下校時における自転車安全利用の推進活動 (有 ・ 無) (2) 参加したことがある方は、下記のいずれかに○を記入して下さい。 (1ヶ月に 15 日未満 ・ 1ヶ月に 15 日以上) 2 (1) 自転車安全利用の啓発活動 (有 ・ 無) (2) 参加したことがある方は、活動種類及び活動日数に記入して下さい。 ・活動の種類 四季の交通安全運動、自転車安全利用の日キャンペーン その他 () ・活動日数 1月 (日) 2月 (日) 3月 (日) 4月 (日) 5月 (日) 6月 (日) 7月 (日) 8月 (日) 9月 (日) 10月 (日) 11月 (日) 12月 (日) 3 (1) 自転車教室への参加 (有 ・ 無) (2) 参加したことがある方は、参加日数及び自転車教室の種類に○を記入して下さい。 ・参加日数 年間 (日) ・自転車教室の種類 (複数選択可) 保育園、小学校、中学校、高校、大学、企業、高齢者、 子供会、その他 () 4 (1) 自転車安全教育指導者講習会、福岡市自転車安全利用推進員講習会、指導者養成講習会研修会等への参加 (有 ・ 無 ・ その他の講習会) (2) その他の講習会に参加したことがある方は、研修等の名称を記入して下さい。研修等の名称 ()

(裏面へ続く)

様式第 5 号
5 その他の活動

期間	日時・場所	活動内容

年 月 日

福岡市自転車安全利用推進員証再交付申請書

(あて先) 福岡市長

整理番号 _____

ふりがな

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

下記の理由により福岡市自転車安全利用推進員を（ 紛失 ・ 汚損 ）したため、再交付をお願いいたします。

記

紛失または汚損理由

[]

【注意事項】

「整理番号」については、記入できる場合のみ、委嘱状の右上及び推進員証の左下に記載の整理番号を記入してください。

「（ 紛失 ・ 汚損 ）」については、該当するものに○をつけてください。

汚損による再交付を申請する場合は、申請書の提出の際に、汚損した推進員証を添付してください。

年 月 日

福岡市自転車安全利用推進員解嘱願

(あて先) 福岡市長

整理番号 _____

ふりがな

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

下記のとおり、福岡市自転車安全利用推進員を解嘱していただきますようお願いいたします。

記

1 委嘱期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 解嘱希望日 年 月 日

3 解嘱を希望する理由

【注意事項】

「整理番号」については、委嘱状の右上及び推進員証の左下に記載の整理番号を記入してください。

提出の際に、委嘱状及び推進員証を添付してください。